

公営住宅法における月額所得の計算方法

入居申込をされる際に月額所得が基準に当てはまるかの参考としてください。

(入居される方全員の総所得) ※1 - (公営住宅法上の控除額) ※2 ÷ 12 = 月額所得

※1 所得税法上の所得額から10万円(最大)を控除した額

※2 公営住宅法上の控除の一覧

| 控除の種類 | 控除の対象者 | 控除額 |
|-------------|---|-----------------------------------|
| 同居者及び扶養親族控除 | 次のいずれかに該当する方 ・同居する親族(本人を除く) ・同居しないが所得税法上の扶養親族 | 38万円×人数 |
| 老人控除対象配偶者控除 | 控除対象配偶者で、70歳以上の方 | 10万円×人数 |
| 老人扶養控除 | 扶養親族で、70歳以上の方 | 10万円×人数 |
| 特定扶養控除 | 扶養親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方 | 25万円×人数 |
| 障害者控除 | 次のいずれかの該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所等により知的障害と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など | 27万円×人数 |
| 特別障害者控除 | 次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障害者更生相談所等により重度の知的障害と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 | 40万円×人数 |
| ひとり親控除 | 所得税法上のひとり親世帯に該当する方 | 35万円×人数 |
| 寡婦(夫)控除 | 次のいずれかに該当する方 ・夫(妻)と死別、離婚した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方 ・夫(妻)と死別、離婚した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 | 27万円×人数 (計算後の所得が27万円未満の場合はその額) |